

厚労省の突然の提案から児童家庭支援センターのあり方を考える

280715 浜松市児童家庭支援センター 村瀬 修

1 厚労省による突然の提案

(1) 本年度の全国児童家庭支援センター協議会総会で厚労省が示した、件数を実績とし補助金に差をつけるという方針に批判が集まっています。児家センが置かれた実情、活動の実態を無視したものであるという批判には道理があると思います。しかしその一方で、厚労省が示した内容を正確に把握する必要があると思います。

(2) 厚労省は、総会でのプレゼンの1枚目及び特に2枚目（「児童家庭支援センターで行う事業に対する補助」）で、「児童家庭支援センター運営事業費補助は、設置運営要綱に定めた事業を行うために支出している。子育て短期支援事業や地域子育て支援拠点事業、さらには自治体の単独事業は、児童家庭支援センターの事業ではない。別の事業費である。」ことを明確に示しました。我々は、それらを除いたときに、「なお業務繁多で、人員増が必要であり、事業費の増額が必要である」という根拠を示すことが求められているのではないのでしょうか？

2 児童家庭支援センターの5つの事業の現状

(3) 翻って統計を見ると、要綱に掲げる5つの事業の実績をクリアに示すことができているとは言い難いと思います。例えば、要綱の掲げる事業の第1にある「地域・家庭からの相談に応ずる事業」です。これには「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの」に応ずると、注意書きがあります。これは、2009年の要綱改正で入れられました。現在の統計は、相談の延べ・実人員、電話相談、来所、通所など「数」はわかります。しかし、質が問われる「専門的な知識及び技術を必要とするもの」のケース数がまったく分かりません。改正前の要綱では許されていた「質を問わない」統計が、2009年要綱改正以降もそのままになっているのだと思います。その為、「専門的な知識及び技術を必要とする」ケースを目的意識的に追及するセンターと、そうでないところとの差が拡大してしまいました。その結果、要綱が定めた職員定数で専門的知識をもって行うケースの支援はいったい何件くらいが可能なのかが分からなくなっています。今回は、そこを厚労省に突かれたのだと思います。

(4) また、要綱の掲げる事業の第2にある「市町村の求めに応ずる事業」です。これも2009年の要綱改定で加えられた事業です。この注意書きには「市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。」とあり、第1の事業で明らかとなった「専門的な知識及び技術」をもとに市町村支援も行うことと解釈できます。求められたものに何でも応えることがこの事業ではないと考えます。子育て支援事業等は児童家庭支援センター事業に該当しないと厚労省は明確にしましたが、そのほかにも他の事業費から補助金が出ているものもあり、該当するかどうか吟味が必要です。「技術的助言」を前提にしていない統計の在り方では、何が行われているの

か、分からなくなっています。

(5) さらに、要綱の第4にある「里親等への支援」です。ここには「里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。」と注意書きがあり、里親からの相談に応じることを中心に想定されています。ここでも「専門的な知識及び技術を必要とするもの」が生きているはずであり、里親への養育相談がこの事業の中心にあるものと我々は考えます。

3 5つの事業実績を明確にして、子ども家庭福祉の新たな相談体系の中でも確固たる地位を獲得しよう

(6) 2004年の児童福祉法改正によって子ども家庭相談体制は、市町村が子どもと家庭の相談の最前線に立つという新しいステージが到来しました。それから5年後の2009年の要綱改正で掲げられた「専門的な知識及び技術」という形容詞は新しいステージの象徴的な言葉です。この下で、児童家庭支援センターは児童相談所の補完機能を果たすことを求められています。言い換えれば、児童家庭支援センターは、児童相談所と一緒に、市町村ができないような難しいケースに取り組み、専門的な知識・技術をもって市町村にサポート・助言を行い、里親の養育相談を行う相談機関として機能することが求められているのではないのでしょうか。それらをどのくらいやっているのかを示せなければ、市町村やその他子育て支援機関が行う活動との差別化ができなくなり、児童家庭支援センターは、子ども家庭福祉の相談体系の中で、存在意義を失うことになると考えます。

(7) また、平成28年5月の改正児童福祉法では市町村の役割をさらに大きく規定しています。2004年児童福祉法改正の上をいく、新たなステージが始まったと言えます。具体的には、在宅ケース支援の充実のため、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供する「支援拠点」の整備に努めると規定されています。さらに、要保護児童対策地域協議会の機能強化として、要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職員配置を義務とするとともに、厚労省が基準を定める研修を義務付けました。こうした対策で市町村の対応力がにわかに高まることは期待できません。そのため、今後、児童相談所や児童家庭支援センターによる市町村へのサポートは従来に増して重要になると考えます。市町村への支援など設置運営要綱に沿った事業展開を意識的に行うことが、児童家庭支援センターにとって喫緊の課題となっています。そうすることで新しい子ども家庭福祉の相談体制の中でも、その存在意義を失うことなく、その位置を高めることになると思います。